



## 地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材 (つながりワーカー) 養成および実践活動助成 第6回 応募要項

### 1. 趣 旨

新型コロナウイルスの影響が長期化したことで、社会的孤立や経済的困窮などの課題が深刻化しており、誰にも相談することができないまま地域の中で孤立することで、課題の更なる悪化につながってしまう可能性があります。

こうしたなかで、地域での孤立を防ぎ、支えあうためには、住み慣れた地域でそうした課題がある人に気づき、つながり、見守る人たちの存在が必要とされています。

本助成は、地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材(つながりワーカー)を地域に増やしていくことを目的として、地域のボランティア団体・NPO、地区社協や地縁組織等、地域に根ざした各種団体が実施する「つながりワーカーを養成する講座・研修の開催」と、その実践として「地域での孤立に気づき、つながり、見守る活動(地域でのサロン・見守り活動・相談支援等の活動)」に対して助成を行うものです。

なお、本助成の第6次公募は「内閣府 孤立・孤独対策強化月間」キャンペーンの一環として実施します。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 中央共同募金会

### 3. 応援の対象となる団体

- ・地域福祉活動を行うボランティア団体・NPO等 ※1  
(法人格を持たない任意団体、一般社団法人、特定非営利活動法人)
- ・団体としての活動実績が6カ月以上ある団体であること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・団体自らが独自の事務局を持っていること
- ・オンラインによる申請および助成決定後の連絡がメールのみで可能なこと
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力 ※2 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 今回の助成では社会福祉法人は対象となりません(ただし、市区町村を対象とした研修を開催する場合における市区町村社会福祉協議会はその限りではありません)。

また、自治会・町内会・マンション等集合住宅の管理組合等、会員同士の互助的な活動を主な目的とする団体も対象となりません。

- ※2 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

#### 4. 助成の対象となる活動

次の①と②の両方実施する活動で、かつ総事業費が10万円以上の活動（事業）

①地域で孤立する人に気づき、つながり、見守る人材（つながりワーカー）を養成する講座・研修の開催

②研修・講座の実践としてのサロン・見守り・相談支援等の活動・事業

※つながりワーカーを要請する講座・研修は中央共同募金会が提供する動画及びワークブックにより実施してください。応募団体や他の団体・組織が開発する講座・研修の開催は①に該当しません。

当会提供の講座・研修の概要は下記 URL よりご確認ください。

▼「つながりワーカー」を養成する教材ができました！

<https://clckyobo2022.wixsite.com/kyobo>

※地域の見守り活動についての既存の研修（民生・児童委員研修など）に追加して実施することも可能です。この場合は、公的な補助や他の助成を受けていても経費の明確な区分が行われることを条件に助成対象とします。

##### 助成金対象経費

- ・ 講座開催に要する経費（会場費、通信運搬費、消耗品費、講師謝金等）
- ・ オンラインでの講座開催のための備品購入（PC、通信のための機器等）  
※①の「つながりワーカー」講座・研修動画はインターネット経由での視聴のみとします。パソコンやメディア媒体に動画を保存することはできません。インターネット環境がない会場で講座・研修を実施する場合は、通信のための器機（レンタル Wi-Fi 等）の費用を計上してください。
- ・ 実践活動としてのサロン・見守り・相談等の支援活動に要する経費

##### 助成金対象外経費となるもの

- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・ 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費

## 5. 活動の対象期間

2024年7月～2025年6月

## 6. 1件あたりの助成金額

- ・1件あたりの助成額は10万円です。(応募金額は10万円以上で記載すること)
- ・ただし、市区町村社会福祉協議会（地区社会福祉協議会は除く）が、市区町村内の団体・個人を対象とした研修を開催する場合のみ助成上限額は50万円とします。この場合、応募額が10万円以上50万円未満の場合、助成金額は一万円未満を切り捨てた金額となりますのでご注意ください。
- ・助成総額は500万円を予定します。

## 7. 助成の決定

- ・本会において応募内容を確認し、決定します。
- ・決定にあたっては同一地域に助成が集中しないよう地域バランスを考慮します。

## 8. 応募方法・結果通知

### (1) 応募期間・応募方法・提出書類

応募締切日までに、中央共同募金会のweb応募フォーム「e応募」にアクセスし、必要事項を記入の上、「e応募」に以下の応募書類をアップロードして送信してください。(郵送による応募は受け付けません)

- 応募締切日 **2024年5月31日(金) 23時59分まで**
  - 応募書のダウンロードおよび「e応募」へのアクセスは下記 URL をご覧ください。  
<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-problem-solving/36331/>
  - はじめて「e応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。  
下記 URL より「e応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、下記の書類をアップロードしていただきます。  
登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので登録は早めに済ませてください。
    - ・「e応募」団体登録・ログイン画面 <https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>
- ✓ 団体登録に必要な提出書類  
必ず各ファイル名を「A～B」で始まる名前にしてください

<b>A</b>	団体の定款、会則、規約のいずれか (Word、Excel、PDF)
<b>B</b>	団体の役員名簿 (Word、Excel、PDF)

- 団体登録後、応募画面にて以下の書類を「e応募」にアップロードしてください。

- ✓ 本助成応募に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「C～F」で始まる名前にしてください。

<b>C</b>	応募書 (Excel) ※応募書①にアップロードしてください。
<b>D</b>	2022 年度または 2023 年度の事業報告書 (Word、Excel、PDF)
<b>E</b>	2022 年度または 2023 年度の決算書 (Word、Excel、PDF)
<b>F</b>	通帳画像 助成金振込口座の通帳 2 頁目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分の画像 (JPEG、PNG、GIF)

※応募書②、事業計画書、予算書、関係資料は「e 応募」の応募画面に項目はありますが提出不要です。ただしシステムの仕様上、これらの項目に「空の Word ファイル」をアップロードしてください (関係資料②・③へのアップロードは不要です)。

※C (応募書) の PDF ファイルによる応募は不可とします。

※「e 応募」にアップロードできるファイルの容量は1ファイルあたり 5MB までです。

## (2) 結果の公表・助成金の送金

助成決定は、6月下旬～7月上旬の公表及び7月中旬から下旬の送金を予定しています。

「e 応募」に記載した金融機関の口座に送金します。

## 9. 助成決定後のお願い

### (1) 活動内容の紹介

多くの人たちから寄せられた募金を原資としていますので、今回の助成金での取り組みを、団体のホームページや SNS などで発信してください。

### (2) 事業報告、決算報告書の提出

助成金による活動が終わったら、1 か月以内に「e 応募」より、報告書とありがとうメッセージ (簡単な様式があります) を提出してください。詳しくは決定通知にてお知らせいたします。

## 10. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

## 1 1. 応募・問い合わせ先

本助成金についてご不明の点などがありましたら、お気軽にご相談ください。

Eメール kusanone@c.akaihane.or.jp  
社会福祉法人 中央共同募金会 基金事業部  
つながりワーカー養成および実践活動助成担当

## 1 2. 内閣府 孤独・孤立対策強化月間について

令和6年4月1日からの孤独・孤立対策推進法施行に伴い、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでは、孤独・孤立についての理解・意識や対策の機運を社会全体で高めるために、孤独・孤立対策に関する情報提供や啓発活動などに集中的に取り組むものとして、5月を「孤独・孤立対策強化月間」としています。

■ 5月は「孤立・孤独対策強化月間」もう、ひとりで悩まない、みんなで支えあう社会へ

<https://www.notalone-cas.go.jp/category/monthly/>

### 活動の様子が分かる動画公開中！

「つながりワーカー」養成講座・研修に関する動画・情報のほかに、**採択団体が実施した研修の取材動画、助成プログラムのQ&A**を公開しています。

<https://clckyobo2022.wixsite.com/kyobo>



また**地域の民生委員へ研修を実施した活動事例の動画**も公開しています。

<https://www.youtube.com/watch?v=bLIC0kDWgsg>

